

診療所敷地面積及び建物の構造設備・平面図変更許可申請

1 法人等（医師（個人）・歯科医師（個人）以外の者）の開設する診療所が、次の変更を行おうとするときは、工事等の着工前に、本許可申請書を2部、保健所長宛に提出してください。そのうちの1部を許可証として申請者に交付します。

- (1) 増（改）築・取り壊し
- (2) 用途変更（工事を伴わないもの）
- (3) 診療用エックス線の機器及び装置の更新
- (4) 敷地面積及び敷地平面図の変更

2 添付書類 ※該当するものを添付してください。

(1) 構造設備・平面図変更の場合

建物の平面図（変更前・変更後）

※エックス線装置更新またはエックス線室の平面図変更の場合、エックス線室の詳細図、遮蔽計算書及び遮蔽計算図（管理区域を明示すること）も添付してください。

(2) 敷地面積・平面図変更の場合

- ① 変更前後の敷地の面積及び平面図※敷地内の構造物の配置を記載すること。
- ② 土地の公図
- ③ 土地の登記簿謄本
- ④ 土地を賃貸借している場合は、賃貸借契約書の写し
- ⑤ 法人にあっては、敷地取得（売却など）に関する社員総会の議事録

3 備考

必要に応じて、以下の書類を提出してください。

(1) 診療用エックス線装置に変更があった場合

診療用エックス線装置備付届（変更届・廃止届）

(2) 病床数等を変更する場合

- ・ 診療所病床設置許可申請（様式13号）※ 姫路市保健所→兵庫県
- ・ 診療所病床変更許可申請（様式14号）※ 姫路市保健所→兵庫県
- ・ 診療所病床数・病室定員変更許可申請（様式19号）」
- ・ 診療所病床数・病室定員変更届（様式20号）

※一般病床数を増やす場合、療養病床数を変更する場合は、必ず兵庫県と事前協議を行ってください。

診療所敷地面積及び建物の構造設備・平面図変更許可申請

令和 3年 4月 1日

(あて先) 姫路市保健所長

記入例

開設者住所 **姫路市坂田町3番地**

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

開設者氏名 ふりがな いりょうほうじん ひめろ **医療法人 姫子 理事長 姫路 官兵衛**

(法人にあつては、名称及び代表者の職氏名)

電話 **079 - 222 - 1234** (担当: 姫子)

次のとおり診療所建物の構造設備・平面図等を変更したいので、医療法第7条第2項に基づき申請します。

1 診療所の名称	姫子クリニック
2 診療所の所在地	〒670-0931 姫路市坂田町3番地 TEL 079 - 222- 1234 FAX 079 - 222- 1234
3 変更種別 (該当するものを ○で囲む)	(1) 増築・改築・取り壊し (2) 用途変更(工事を伴わないもの) (3) 機器及び装置の更新 (4) 敷地面積及び敷地平面図
4 延床面積	変更前 延床面積 114.7 m ² (a) 変更面積 延床面積 15.3 m ² (b) 変更後 延床面積 230.0 m ² (c = a + b)
5 敷地面積	変更前 156.4 m ² (a) 変更面積 43.6 m ² (b) 変更後 200.0 m ² (c = a + b)
5 変更の理由	患者用駐車場を拡大し、また、待合室を拡張するなどして患者の利便性を向上する。またエックス線検査の精度向上を図る。
6 変更予定年月日	令和 3年 6月 1日予定

姫路市指令

医療法第7条第2項の規定により、診療所敷地面積・建物の構造設備平面図変更を許可します。

診療所敷地面積・建物の構造設備平面図変更許可証

令和 年 月 日

姫路市保健所長

用途・室名・番号等	変更の種別 (該当するものに○)	主な設備・器具	構造概要 (壁・床・天井材等)
(変更前) 調剤所	(1)増築・改築・取り壊し (2)用途変更 (工事を伴わないもの)	調剤設備	<ul style="list-style-type: none"> 床はフローリング 壁はベニヤ板張りプラスター 天井はタイガボード張り 採光換気は4.2㎡の窓と100W蛍光灯 水道は洗浄設備
(変更後) 診療室	(3)機器及び装置の更新 (4)敷地面積及び敷地平面図	診療台	<ul style="list-style-type: none"> 床はフローリング 壁はベニヤ板張りプラスター 天井はタイガボード張り 採光換気は4.2㎡の窓と100W蛍光灯 水道は洗浄設備
(変更前) なし	(1)増築・改築・取り壊し (2)用途変更 (工事を伴わないもの)		
(変更後) 待合室2	(3)機器及び装置の更新 (4)敷地面積及び敷地平面図	椅子1脚	<ul style="list-style-type: none"> 床はフローリング 壁はベニヤ板張りプラスター 天井はタイガボード張り 採光換気は4.2㎡の窓と100W蛍光灯
(変更前) エックス線室	(1)増築・改築・取り壊し (2)用途変更 (工事を伴わないもの)	エックス線装置	床…Pタイル張り 壁…ビニルクロス張り 天井…化粧PB張り 壁 鉛板1.5mmPb 扉 鉛板1.5mmPb
(変更後) エックス線室	(3)機器及び装置の更新 (4)敷地面積及び敷地平面図	エックス線装置	床…Pタイル張り 壁…ビニルクロス張り 天井…化粧PB張り 壁 鉛板2.0mmPb 扉 鉛板2.0mmPb
構造設備上の参考事項			

※注) 1 前記3の変更種別を記載すること。

別紙

- 注) 1 診療所平面図は、別途図面を添付してもよい。
- 2 図面上に各室の用途等を記載すること。また、変更部分は、変更前を青色の線、変更後を赤色の線で囲むこと。
- 3 建物の一部を、診療所の用に供していない場合はその旨分かるように記載すること。
- 4 エックス線装置の入替え又は備付けの場合は、管理区域（上下階を含む）を明示すること。

別紙

- 注) 1 診療所平面図は、別途図面を添付してもよい。
- 2 図面上に各室の用途等を記載すること。また、変更部分は、変更前を青色の線、変更後を赤色の線で囲むこと。
- 3 建物の一部を、診療所の用に供していない場合はその旨分かるように記載すること。
- 4 エックス線装置の入替え又は備付けの場合は、管理区域（上下階を含む）を明示すること。

1 3 診療用放射線機器等に関すること **【記入例：X線装置を入れ替え、X線室を改築した場合】**

用 途	メーカー	型 式	定格出力	備考（用途）
（変更前） X線単純撮影	兵庫（株）	1234567	125k v	廃棄
（変更後） X線単純撮影	姫路（株）	ABCDEFG	150k v	新設

注） 機器設置後10日以内に別に定める診療用エックス線装置備付届を提出すること。

室 名	変更の種別 (該当するものに○)	主な設備・器具	構 造 概 要 (壁・床・天井材等)
（変更前） エックス線診療室	①増築・改築・取り壊し	X線単純撮影装置 兵庫(株)1234567	天井 RC15cm 床 RC15cm 壁 鉛板1.5mmPb 扉 鉛板1.5mmPb
（変更後） エックス線診療室	③機器及び装置の更新 (4)敷地面積及び敷地平面図	X線単純撮影装置 姫路(株)ABCDEFG	天井 RC15cm 床 RC15cm 壁 鉛板2.0mmPb 扉 鉛板2.0mmPb
（変更前）	(1)増築・改築・取り壊し (2)用途変更（工事を伴わないもの）		
（変更後）	(3)機器及び装置の更新 (4)敷地面積及び敷地平面図		

敷地面積・敷地平面図

(変更前)

- ・敷地面積 156.4㎡ ※1
- ・敷地平面図 ※2

(変更後)

- ・敷地面積 200 ㎡ ※1
- ・敷地平面図 ※2

- ※注) 1 敷地面積は、テナントビルの場合、診療所の投影面積を記入すること。
2 敷地平面図は、この欄に記入すること。または、設計士等作成の図面の添付でもよい。
また、変更部分は、変更前を青色の線、変更後を赤色の線で囲むこと。